



令和8年4月1日から 自転車への交通反則通告制度 (青切符制度)が始まります!!

交通反則通告制度(青切符制度)とは…

運転者が比較的軽微で定型的な違反で
検挙された場合、一定期間内に反則金を納めると
刑事手続きを受けない制度

対象は**16歳以上**

自転車の交通ルールを学習しよう!
詳しくは「湯～チャリトレーニングサイト」へ▶



🚲 具体的な違反例 🚲

スマホの保持
反則金 12,000円

遮断踏切立入り
反則金 7,000円

信号無視
反則金 6,000円

右側通行
(通行区分違反)
反則金 6,000円

指定場所一時不停止
反則金 5,000円

傘さし運転や大音量での
イヤホン等使用運転
(公安委員会遵守事項違反)
反則金 5,000円

無灯火運転
反則金 5,000円

並進
反則金 3,000円

特に悪質な違反行為(飲酒運転や妨害運転等)については従来通り
赤切符での刑事手続きとなります



大分県

